



# タックスアップデート

2014年9月



**EY**

Building a better  
working world

## 要約

政府は、各企業が直面するビジネス上の問題の解決及び景気を刺激するために税法の修正に関して財務省（MOF）が提案した Resolution No. 63/NQ-CP（2014年8月25日付）を発行しました。

Resolution 63によって、弊社の8月のタックスアラートに記載しました財務省の提案は通過しました。

政府の権限による規定は2014年の第3四半期に発行される改正規定に反映されますが、国民議会の権限による規定については、10月に行われる第13回国民議会の8回目のミーティングにて議論される予定です。

**2014年8月25日付の Circular 119/2014/TT-BTC は、Circular No. 156/2013, Circular No. 111/2013, Circular No.219/2013, Circular No.08/2013, Circular No.85/2011, Circular No.39/2014 及び Circular No.78/2014 の修正及び補足になります。**

この Circular の修正により、税務に関する事務負担を軽減して、申告及び納税に掛かる時間の節約が期待されます。

**2014年8月15日付の Official Letter No. 3311/TCT-CS により、2009年から2013年までの期間に発生した優遇税制を受けていない事業拡張に対する課税所得について規定されました。**

2009年から2013年までの期間に発生した優遇税制を受けていない事業拡張プロジェクトがある企業は、Circular No.130/2008/TT-BTC 及び Circular No.123/2012/TT-BTC の規定に従って、収益もしくは費用に基づいて課税所得を算定ができない場合、事業活動のための使用してる固定資産総額又は投資総額に基づいて、事業拡張プロジェクトの課税所得を算定することが可能です。

# 各企業が直面するビジネス上の問題の解決及び景気を刺激するための税法の修正を規定する 2014 年 8 月 25 日付の Resolution No.63/NQ-CP

2014 年 8 月 25 日に、政府は、各企業が直面するビジネス上の問題の解決及び景気を刺激するために税法の修正に関して財務省（MOF）が提案した Resolution No. 63/NQ-CP を発行しました。重要な点は以下の通りです。

## A. 政府が承認をした税務の規定

### 付加価値税 (VAT) についての規定

- ▶ 投資プロジェクトの固定資産として機械/設備を輸入する際に、輸入金額が 1 千億ドン以上の場合、輸入機械/設備に課税される VAT の納税期限が 60 日以内に延長されました。
- ▶ 上記の VAT の還付を申請する場合、VAT 還付申請書類を受領した日後 5 日以内に、税務署は、先に還付手続（還付後の監査）を実施する必要があります。

### 法人所得税 (CIT) についての規定

#### 損金算入費用

- ▶ 従業員に対して直接支払われる福利厚生費が以下の条件を満たす場合は、損金算入費用と看做されます。  
〈1〉適切な証拠書類を準備及び保存する。〈2〉費用が 1 ヶ月分の実際給与の平均額を超えない。この規定は、“従業員に対して直接支払う”の定義について規定していません。

#### 優遇税制

- ▶ 優遇税制の対象範囲が拡大され、特別都市、Type 1 都市、2009 年 1 月 1 日より Type 1 になる都市における工業団地が優遇税制の対象となります。
- ▶ 2014 年 1 月 1 日の以前に投資ライセンス又は投資証明書を取得したプロジェクトは、最初の申請書類に投資プロジェクトの期間（具体的な実施スケジュールも必要）が明確に記載されている場合、新しい法人税法に規定される優遇税制が適用されることとなります。
- ▶ 2009 年～2013 年の期間に発生した事業拡張のプロジェクトについて優遇税制を受けることが可能です。（完了したプロジェクトの場合には適用されません。）優遇税制を適用する為に、税務調査が実施されていない年度の確定申告の修正が認められるかどうかについては不明です。しかし、確定申告の修正が認められない場合は、この規定の意味がなくなり、不当な取扱規定となりますので、確定申告の修正は認められると思われれます。

### 個人所得税についての規定

#### 不動産譲渡及び株式譲渡に関する税金申告の選択

- ▶ 不動産譲渡の場合、所得の 25% の申告・納税方式、又は取引譲渡価格の 2% の申告・納税方式を選択することができます。

- ▶ 株式譲渡の場合、年間所得の20%を申告・納税及び年末に確定申告を実施する方式、又は取引の都度、譲渡価格の0.1%を申告・納税をし、年末においては確定申告を実施しない方式を選択することができます。

## 遅延利息の扱い

四半期の申告書に記載されている税額と確定申告書に記載されている税額の差額が20%を超える場合は、12月31日から実際納付日までの期間の遅延利息を払う必要があります。

## B. 国民議会が検討中の規定

### 法人所得税についての規定

#### 損金不算入費用

- ▶ 15%の上限の規定は、広告宣伝費のみに適用されることになるかもしれません。この規定が認められる場合は、促進費、手数料、交際費、販売サポート費等はその上限の対象外となります。従いまして、企業負担の税金負担が著しく減少する可能性があります。

#### 優遇税制

- ▶ 裾野産業は優遇税制の対象となります。この業界に適用される優遇税制は15年間の10%税率もしくは4年間の免税及び9年間の50%減税の適用となります。
- ▶ ベトナム企業の外国投資による所得は、ベトナムに送金する場合は免税又は減税の対象となります。

## C. 実施時期

財務省（MOF）は個人所得税を規定する Decree 65/2013/ND-CP、税務管理を規定する Decree 83/2013/ND-CP、付加価値税を規定する Decree 209/2013/ND-CP、法人税を規定する Decree 218/2013/ND-CP を修正・補足する法令を政府に提出し、2014年の第3四半期から実施するために、他の当該規定も提案しています。国民議会の提案については、10月に行われる第13回国民議会の8回目のミーティングにて議論される予定です。

上記の法令の修正状況及び国民議会が検討中の規定の状況については、逐次フォローアップし報告させていただきます。

**2014年8月25日付の Circular 119/2014/TT-BTC は、Circular No. 156/2013, Circular No. 111/2013, Circular No.219/2013, Circular No.08/2013, Circular No.85/2011, Circular No.39/2014 及び Circular No.78/2014 の修正・補足**

## 1. 税務管理を規定する Circular No. 156/2013 の修正・補足

- ▶ 新しい税務申告書のフォームが発行されました。
  - ▶ 付加価値税の申告フォーム及び添付リスト
  - ▶ 不動産の登録料支払の通知フォーム
  - ▶ 不動産の譲渡、不動産の相続及び提供により発生した所得に対する個人所得税の申告フォーム (form 11/KK-TNCN)
- ▶ 付加価値税の申告フォームに添付するいくつかのリストが不要となり、特に0%税率の対象となる商品及びサービスのリストが不要となりました。

## 2. 個人所得税を規定する Circular 111/2013 の修正・補足

Circular 119 の第 2 項によると、以下の条件を満たす場合、ベトナム駐在者の税務申告の義務は、赴任の到着の最初の月から（暦年の初めからの計算ではありません）労働契約が終了する又はベトナムから出国する月までとなります。

- ▶ ベトナムと租税条約を締結している国及び地域の国民
- ▶ ベトナムにおける居住者

また、2 国間の租税条約に基づき実施される二重課税を回避するための領事に関する手続は、不要となります。

## 3. 付加価値税を規定する Circular 219/2013 on VAT の修正・補足

- ▶ 事業活動のために企業内部において生産又は使用される商品及びサービスに対する VAT の申告及び納税は不要となります。
- ▶ 借入及び返済としての機械、設備、消耗品、商品を譲渡する場合は契約書等の証拠書類を準備できれば、当該の VAT の申告及び納税、VAT インボイスの発行は不要となります。
- ▶ 控除方式の適用の任意登録が出来る会社の対象範囲が拡大しました。(1) 関係当局の承認を受けた投資プロジェクトを実施する新規会社 (2) 会社のしかるべき者の承認を受けた投資プロジェクトを実施する新規会社
- ▶ 新規企業に対する控除方式の適用の任意登録条件について、固定資産、機械、設備の購入金額の 10 億ドンという上限が廃止されました。
- ▶ 分割払い契約の場合の仕入 VAT インボイスのリスト (form 01-2/GTGT) に支払期間の記載は、不要となります。
- ▶ 購入者は、仕入先に支払うために金融機関に開いた借入口座の情報を税務署に対して登録及び通知することは不要となります。

- ▶ 輸出商品及びサービスに対する VAT 還付申請書類の中に、VAT インボイス又は輸出インボイスは不要となりました。（通関用のコマーシャルインボイスのみで認められます。）

#### 4. 税務の徴収についての **Circular 08/2013 and Circular 85/2011** の修正・補足

- ▶ 国家予算へ支払書類の様式を修正します。（フォーム C1-02/NS 及び フォーム C1-03/NS）.
- ▶ 税金支払のリストの様式を修正します。（フォーム 01/BKNT）.

#### 5. 商品販売及び役務提供のインボイスを規定する **Circular 39/2014** の修正・補足

- ▶ 電気代、水道代、電話代、銀行サービス、運送料、スタンプ、カード、チケットなどの請求書（VAT インボイスが発行されない性質のもの）については、実際払った際のインボイスではなく、その費用のリストの保存でも可能となります。
- ▶ 役務提供の場合、インボイスに“取引単位”は記載不要となります。
- ▶ 新規企業が毎月のインボイスの使用状況について報告することは、不要となりました。

#### 6. 法人所得税を規定する **Circular 78/2014** の修正・補足

- ▶ レジから印刷された領収書の費用は損金算入費用と認められることが明記されました。
- ▶ 大規模の投資プロジェクトに適用される優遇税制の規定の中の“新規登録”の条件が廃止されます。6兆ドン以上の規模の投資プロジェクトは、投資許可の取得後3年以内に資本金が拠出される場合には、新規登録か、その後の登録かに関わらず、優遇税制が適用されます。

#### 7. 効力の発生

上記変更は2014年9月1日より効力が発生されます。

### **2009年から2013年までの期間に発生した優遇税制を受けていない拡張事業プロジェクトに対する課税所得を規定する2014年8月15日付の Official Letter No. 3311/TCT-CS**

2009年から2013年までの期間に発生し、優遇税制が適用されていない事業拡張プロジェクトを有する企業は、Circular No.130/2008/TT-BTC 及び Circular No.123/2012/TT-BTC の規定に基づいて事業拡張プロジェクトの課税所得を算定できない場合は、以下の2つの方法にて計算することになります。

### 方法 1:

$$\begin{array}{l} \text{優遇税制が適用されていない事業拡張プロジェクトにより発生する所得} \\ \text{年間課税所得（優遇税制が適用されないその他の所得を含めず）} \end{array} = \begin{array}{l} \text{事業拡張プロジェクトで実際に事業活動に使用されている固定資産額} \\ \text{実際に事業活動に使用されている固定資産の取得原価額} \end{array} \times \frac{\quad}{\quad}$$

実際の事業活動に使用されている固定資産の取得原価額は、事業拡張プロジェクトにおいて完成及び稼働している固定資産額及び貸借対照表に記載されている事業活動に使用されている現行の固定資産の取得原価を含めます。

### 方法 2:

$$\begin{array}{l} \text{優遇税制が適用されていない事業拡張プロジェクトにより発生する所得} \\ \text{年間課税所得（優遇税制が適用されないその他の所得を含めず）} \end{array} = \begin{array}{l} \text{拡張事業プロジェクトで実際に事業活動に使用されている投資金額} \\ \text{実際に事業活動に使用されている総投資金額} \end{array} \times \frac{\quad}{\quad}$$

実際に事業活動に使用されている総投資金額は、貸借対照表に記載されている法定資本金及び借入金になります。

企業は、1つ事業拡張プロジェクトに対して、1つの算定方式を適用することになります。

2009年から2013年までの期間に発生した事業拡張プロジェクトに適用する優遇税制について検討する際には、本タックスアップデートに記載している Resolution 63 の規定もご参照ください。

## Contact

For more information on this Tax Update or our Tax & Advisory Services of EY Vietnam, please contact:

### Hanoi Office

**Huong Vu** Partner  
huong.vu@vn.ey.com

**Trang Pham** Partner  
trang.pham@vn.ey.com

### *Japanese Business Service*

**Junichi Harada** Manager  
junichi.harada@vn.ey.com

### *Korean Business Service*

**Kyung Hoon Han** Manager  
kyung.hoon.han@vn.ey.com

### Ho Chi Minh Office

**Christopher Butler** Partner  
christopher.butler@vn.ey.com

**Nhung Tran** Partner  
nhung.tran@vn.ey.com

**Thinh Xuan Than** Partner  
thinh.xuan.than@vn.ey.com

**Thy Thi Anh Huynh** Director  
thy.anh.huynh@vn.ey.com

September 2014  
***Japanese Business Service***

**Takahisa Onose** Director

EY | Assurance | Tax | Transaction | Advisory

### About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promise to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2014 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.

APAC No. 16000114

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com](http://ey.com)